

支部ニュース

2017年2月 No.519

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 文京区関口 1-8-6
メゾン-文京関口Ⅱ202号
TEL03-5227-8255 Fax03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 共謀罪の2つの真っ赤なウソ・・・・・・・・・・・・・・・・小池振一郎
- 給費制運動の到達点と今後の課題・・・・・・・・緒方 蘭
- 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟、
公正な判決を求める署名にご協力を！・・・・・・・・船尾 遼
- 2月22日・学習交流集会への参加の呼びかけ・・・・・・・・大久保修一
- 「専修大学労災患者解雇事件」再び最高裁へ・・・・・・・・萩尾健太
- 支部総会・講師の布施祐仁さんの紹介・・・・・・・・石島 淳
- 1月幹事会議事録

東京支部総会にご参加下さい！！

日程：2月24日 午後1時から2月25日 午後1時まで

KKR熱海にて=熱海駅から徒歩10分 ※ 同封の申込書をご送付下さい！

講演 講師 布施祐仁氏（ジャーナリスト）

参加費 会議・懇親会・一泊=17,000円

69期新人は優待10,000円！



共謀罪の2つの真っ赤なウソ

ウェール法律事務所 小池 振一郎

見え見えのウソ

共謀罪が4度目の提出をされようとしている。安倍首相は、今回検討されている「テロ等組織犯罪準備罪」は、以前の共謀罪とは異なる、テロ対策の新法案であり、構成要件を絞り、対象団体を「組織的犯罪集団」と限定し、「準備行為」という処罰要件まで付加したから、「これを共謀罪と呼ぶのは、全くの誤りです。」と声明する。

しかし、実は、既に廃案となった共謀罪の2006年与党再修正案と、「組織的犯罪集団」「準備行為」という用語まで全く同じである。過去の与党再修正案の復活に過ぎない法案を、「過去の共謀罪とは全く異なる」と強弁し、既に潰れた与党再修正案に何も触れないというのは、ペテンとしかいいようがない。

しかも、安倍首相は、国連越境組織犯罪防止条約に対応する国内法の整備として条約批准の条件を満たすためにこの法案を作ると言っているのであるから、その条件を満たす法案は共謀罪ということになる。以前の共謀罪とは異なる、テロ対策の新法案というなら、この条約とは無関係のはずである。新法がなくても直ちに条約を批准すればいい。新法の必要性はないということを自認していることになる。矛盾だらけだ。

共謀罪をめぐるこの2つの真っ赤なウソは小学生でもわかる。これを暴くことが、立法阻止の要である。

刑訴法・盗聴法改悪と共謀罪の連動性

「被害」が出ていないのに共謀罪として捜査するためには、合意があるかどうか、同時並行的に盗聴して探るしかない。あるいは、そこにスパイを送り込むしかない。

そのために、今回の盗聴法改悪（組織犯罪集団の団体性が取り払われ、盗聴対象犯罪が大幅に拡大し、通信事業者の立会いという歯止めもなくなった）が最大限に活用されるだろう。別件傍受により共謀罪まで手が伸びる。共謀罪は盗聴と最も親和性がある。さらには、会話傍受まで立法化される恐れもある。

共謀罪の要証事実は合意である。「被害」が出る前に、外形的行為が出現する前に共謀罪として立件する（準備行為は処罰要件であるため、なくても立件できる）ためには、合意の事実そのものを立証しなければならない。それを直接的に立証できるものは、盗聴と自白（共犯者の自白を含む）供述以外にない。

共謀罪が今回改悪された盗聴法の対象犯罪に追加されるであろうことは火を見るよりも明らかだろう。

また、刑訴法改悪で新設された司法取引により共犯者を確実に合法的に不起訴にする道が開かれたから、共犯者の自白が得られやすくなった。共謀罪が司法取引の対象となる特定犯罪に追加されれば、その機能がフルに活用されるであろう。刑訴法改悪により刑事免責制度ができたので、共犯者の証言が強制される。共犯者の名前が弁護人にさえ匿名にされる道も開かれた。そうなれば、その共犯者が警察のスパイかどうかの見極めもできなくなる。

おまけに、部分可視化法により、自白供述のビデオ録画が堂々と次々と公判廷に証拠提出される道が開かれ、容易に共謀事実が立証できるようになった。2015年2月12日最高検依命通知は、取調べのビデオ録画の実質証拠としての提出を積極的に進めている。合意の事実を取調べのビデオ録画そのもので立証するのだ（ビデオ録画は取調べを規制するためには有効だが、それを証拠とすることは極めて危険

である)。

刑訴法・盗聴法改悪は、共謀罪への道を敷きつめてきたともいえるだろう。刑訴法・盗聴法改悪が実現したことが、共謀罪を廃案にした前回と異なる情勢である。それだけに、見え見えのウソまでついで共謀罪ごり押しの執念が出てくるのだろう。共謀罪が立件できれば、その証拠により、次なる逮捕・捜索をすることができる。

分水嶺

戦前の治安維持法が刑事手続を骨抜きにしたように、合意自体が処罰対象となる共謀罪が刑法の行為原則を骨抜きにするであろう。それだけに多くの人が共謀罪反対の声を上げ始めている。見え見えのウソがマスコミで暴露されるまでに運動が広がれば、安倍内閣の死命を制する課題となるであろう。

給費制運動の到達点と今後の課題

東京合同法律事務所 緒方 蘭

1 給費制運動の到達点

2011年11月に修習を開始した新第65期の代から司法修習生の給費制が廃止された。それ以来、現在修習を受けている第70期まで6期にわたり、司法修習生らは給費が一切支給されない状態での修習を強いられている。

この問題に関して、法務省は、2016年12月19日、第71期司法修習生から新たな給付制度を創設する方針を発表し、同月22日、この方針に基づく予算を含む平成29年度予算が閣議決定された。

法務省が発表した新制度は、基本給付として毎月一律13万5000円、住居給付として最高で月額3万5000円を給付するというものである。このほかに、移転給付として、旅費法に準じた移転料が支給される。従前の貸与制も併用されるため、不足する分は国からの貸与を受けることができる。

この制度創設は、ビギナーズ・ネットや日弁連が、給費制復活に向けた取り組みを粘り強く継続し、国会議員や関係省庁に司法修習生や受験生の声を伝えた成果である。これまで継続して、議員要請や院内集会、各地の市民集会が実施され、また、2015年以降、国会議員のメッセージを集める運動が行われ、既に衆参あわせて450名を超える国会議員のメッセージが集まっている。諦めずに現場の声を訴える姿勢が、新制度の創設に大きな役割を果たした。

2 今後の課題

新第65期以降の司法修習生らが無給で修習を受けることを強いられてきた事実からすると、新制度の創設は大きな前進である。

しかしながら、新制度も不十分な点がある。

新制度は、基本給付として毎月一律13万5000円、住居給付として最高で月額3万5000円が与えられるが、従前の給費制の基本給付は月額23万円であり、大きな差がある。この新制度の金額は、日弁連が給費制廃止後の司法修習生に対して実施した生活実態アンケートの結果のうち、

住居費負担のない司法修習生の月額支出の平均額を参考にして決めていると思われる。しかし、そもそも、多くの司法修習生は、貸与制の下で借金によって生活を送っており、書籍代や食費、娯楽費等を節約しているため、同アンケートの生活費は司法修習生の生活費を正確に反映できていないおそれがある。また、同アンケートによれば、住居費負担のある司法修習生の月額支出の平均額は21万円を超えており、新制度において住居給付を最高額の3万5000円まで受けても明らかに不足し、多くの修習生が国から貸与を受けざるをえず、依然として借金を強制されることになる。そのため、新制度によっても問題が解消されない可能性がある。

また、法務省は、既に給費制廃止下で修習を受けた新第65期から第69期までの者や、現在司法修習を受けている第70期の者に対する遡及適用について、一切言及していない。

このように、新たな制度に関する問題点があり、今後も取り組みが必要である。

3 給費制廃止違憲訴訟の状況

給費制廃止違憲訴訟は、給費制廃止下で無給で修習を受けざるをえなかった世代が原告となり、給費の支給を求めている。

新第65期の司法修習生らは2013年8月、給費制廃止違憲訴訟を全国4地裁（東京、名古屋、広島、福岡）で一斉に提起した。また、2014年秋には、第66期が全国3地裁（札幌、東京、熊本）で提訴した。2015年8月には、第67期が大分地裁で提訴している。

この訴訟では、給費制の主眼は、国家が責任をもって市民のために法曹を養成する点（法曹の公益性）にあるとしている。

第65期訴訟では2017年2月中に全国4地裁全てで尋問を終え、判決が出る予定である。第66期訴訟と第67期訴訟は、現在、原告が主張を展開している段階である。

4 最後に

法曹を志す者が経済的理由で法曹になることを諦めることや、司法修習生らが経済面の不安から充実した修習を受けられないことが決してあってはならない。新制度にも不十分な点があり、今後も引き続き給費制の完全復活を目指す必要がある。

さらに充実した制度を求めていくために、今後も若手弁護士の現状に耳を傾け、現場の声を大切にしながら運動を進めていくことが重要である。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟、公正な判決を求める署名にご協力を！

城北法律事務所 船尾 遼

私が司法修習生だった2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故について、国と東京電力に対して、原状回復及び損害賠償を求める「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟が大詰めを迎えています。

本年3月21日に、福島地方裁判所での第一審が結審を迎える予定です。思えば、弁護士登録し、事

務所に初出所した翌日から福島の実地に向かい、そのまま丸5年福島に通っていました。原発事故による未曾有の被害を受けた方たちの被害を聴き取り、現地を検証し、責任論を起案し続け、某先輩に無茶を・・・もとい鍛えられつつあつという間の日々でした。当時新人だった私と同期の64期の弁護士達は、現在訴訟の各班で戦力として全力投球しています。その原動力は、必ず国と東京電力の責任を明らかにし、被害の救済、ひいては二度とこのような悲惨な事故が起きないように原発に頼る社会からの脱却を目指すことです。

この訴訟の判決だけで全ての被害救済を叶えるものではありませんが、福島地裁で国と東京電力の責任を明らかにすることは、今後の我が国の被害者に対する救済の在り方と、エネルギー政策に対して大きな影響を与えます。また、自民党政権が推し進めた原発政策は、今の安倍政権にとって喉元に刺さった骨であり、本訴訟の行方は我が国の政治の在り方にも影響を与えると確信しています。

支部団員の皆様におかれましては支部ニュースに同封いたしました、『生業を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟、公正な判決を求める署名」に是非ご協力ください。よろしくお願いいたします。

2月22日・学習交流集会への参加の呼びかけ

旬報法律事務所 大久保 修一

2月22日（水）午後6時30分、東京労働会館7階ラパスホール（豊島区南大塚2-33-10）において、学習交流集会（安倍「働き方改革」の偽りを許さず！安倍政権の労働法制大改悪を阻止しよう！）が開催される。講師は鷺見健一郎団員、テーマは「安倍政権の雇用改革の問題点と今後のあるべき雇用法制」である。

安倍政権は、「働き方改革」において、長時間労働の是正を謳う一方で、労働時間規制の適用を除外する「高度プロフェッショナル制度」を創設し、企画業務型裁量労働制の拡大、フレックスタイム制の清算期間の延長等を定めた労働基準法等「改正」案を撤回せず、同法案の成立を目論んでいる。しかし、長時間労働の抜本的な是正を実現するためには、労働時間に対する厳格な規制と、かかる規制の実効性を確保するための仕組みを早急に構築する必要がある

また、安倍首相は、「非正規」という言葉を一掃すると繰り返し発言し、「同一労働同一賃金」というマジックワードを振りかざし続け、2016年12月20日には、働き方改革実現会議が、同一労働同一賃金ガイドライン案を発表した。しかし、同ガイドライン案は、同じ仕事に従事していても、職務内容や勤務地の変更があるコースにのっているか否かで基本給に違いを認めるなど、正規と非正規の格差を固定化するものである。惑わされることなく、真の同一労働同一賃金の実現を目指す運動を強めなければならない。

さらに、2017年1月30日、厚労省の在り方検討会においては、金銭解決制度の導入に向けて議論が推し進められようとしており、3月末にまとめられる予定の働き方改革の実行計画に向けて、長時間労働の上限規制について月平均60時間（年間720時間）で調整しようとする動きもみられる。現状の問題点と安倍政権の「働き方改革」の動向を把握し、あるべき労働法制についての議論を深めるためにも、2月22日の学習交流集会に、多くの団員に参加していただきたい。

「専修大学労災患者解雇事件」再び最高裁へ

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

第1 事案の概要

Aさんは、1997年4月1日、専修大学との間で雇用契約を締結し、勤務していたが、5年間に及ぶVDT作業（コンピューター等を用いた作業）に従事した結果、2002年3月20日に、職業性疾病である頸肩腕症候群を発症し、翌2003年3月より、就業規則に基づく休業となった。Aさんは、2005年6月に、入学センターインフォメーション業務で復職したが、業務上疾病としての頸肩腕症候群に対する健康管理上必要な措置、配慮が全く行われず、その業務内容や環境が頸肩腕症候群の症状を悪化させるものであったことから、同年12月に再休業に追い込まれた。

再休業後、Aさんは、専修大学から解雇を仄めかされるなどし続けられた結果、ついに2007年3月に、専修大学からの提案により、覚書及び確認書を締結し、退職するに至った。

なお、Aさんは、2004年5月以降、労災申請を行おうとし、専修大学に協力を求めてきたが、専修大学により、雇用や復職と天秤にかけられるなどして妨害されてきたため、上記退職扱いと引き替えによりやく労災申請をすることができたのである。

その後、2007年11月6日に労災認定がなされたことに伴い、専修大学は、ようやく翌2008年7月にAさんの退職を取消した。

しかし、専修大学は、退職取消と同時に、専修大学諸規程等に基づき解雇である旨を一貫して主張し続けた。

さらに、専修大学は、Aさんに対し、退職取消し以降、勤務員災害補償規程に基づく労災補償等について、法定外補償については支払いを拒む、給与については、後付で一年分まとめて支払うなどの不当な対応を続けてきた。

ついに、専修大学は、2011年10月31日、業務上の傷病（頸肩腕症候群）による療養のために休業中であったAさんを、打切補償金を支払って解雇した。

さらに、専修大学は、Aさんに対して、労働契約上の地位の不存在確認の訴えを起こしたため、Aさんは、地位確認の反訴を起こすことになった。

東京地方裁判所に続き、東京高等裁判所第20民事部は、2013年7月10日、「労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者が労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に該当するものと解することは困難である。」として、本件解雇は労働基準法19条1項に違反し無効と判示した。

しかし、最高裁判所は、2015年6月8日、「労災保険法の療養補償給付を受ける労働者も、労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に含まれるものとみるのが相当である」と判示して、上記高裁判決を破棄し、さらに、「本件解雇の有効性に関する労働契約法16条該当性の有無等について更に審理を尽くさせるため」として、差し戻した。

ところが、差戻審裁判所は、最高裁判決に反して本人・証人の尋問すら行わず、2016年9月12日、Aさんの請求を棄却する判決を言い渡した。

第2 差戻審判決の問題点＝復職配慮義務に照らした解雇の合理的理由および相当性の解釈の誤り

差戻審判決は、「労務の提供とは、生身の人間の労働力を離れては存在しないものであることから、使用者は、労働者の安全や健康に配慮し、健康を損なった労働者については、その回復・復職に向けた配慮をすべき信義則上の義務を負うものと解される」と判示している。

しかし、使用者に労働者の復職に配慮すべき義務があるならば、その義務を尽くさなければ解雇の合理的理由は認められないと言うべきである。

復職配慮義務の内容は、最高裁第一小法廷平成10年4月9日判決（労判736号15頁片山組事件）をはじめとして多数の裁判例で示されており、緒方桂子南山大学教授（以下「緒方教授」という）の整理によれば「使用者は労働者が復職を申し出た場合、当該労働者が現状において病気前の職務遂行能力を完全に回復していなくても、復職を可能とする一定の配慮をして復職させる義務を負う」というものである。

さらに、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法および「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「事業場における治療と職業生活両立支援のためのガイドライン」からすれば、復職配慮義務として部分就労やリハビリ就労の措置をとることは、社会通念となっている。

この点に関して、緒方教授は「一般的にいえば、①解雇時に、職務の遂行に耐えない状態が将来も引き続き存在することについての予測が存在すること、②職務の遂行に耐えない状態であることが企業利益に対する重大な支障となることが見込まれることが、労契法16条にいう「客観的に合理的な理由」及び「社会通念上の相当性」の検討にあたって中心に置かれるべきであると解される。そして、これらを中心に据えつつ、疾病の原因や罹患したことの帰責性、他の従業員に対する従来の取扱いといった要素が考慮される。また、使用者が復職配慮義務を尽くしたことと、①及び②に関わる事実の主張・立証とは相関の関係にある。つまり、使用者の復職配慮義務が尽くされれば尽くされるほど、①及び②に関する評価は使用者の側に有利に傾き、復職配慮義務が履行されなかったり、不適切あるいは不十分なものであれば、①及び②に関する評価は解雇を行う使用者に不利に傾く」との意見書を書いている。

また、差戻審判決は、Aさんの要求していた職場復帰訓練や部分就労につき、「信義則を根拠として事情の如何を問わず一律に部分就労をさせるべき法的義務が発生するものとも解されない。」と判示した。

これは「事情の如何を問わず一律に」という極端な場合を持ち出して結局、部分就労をさせるべき法的義務を安易に否定するための判示である。

この点についても、緒方教授は、本件の様な頸肩腕症候群を含む過労性疾病については「主には、労働時間を制限し、通院やリハビリなどの療養の継続を容易にならしめるような配慮が求められる。」（量的配慮）と書いている。この量的配慮をなす場合には、使用者は賃金の引き下げをなすことが可能であるから、使用者に酷ではない。

それにも関わらず、一律に「労働者の労務提供の不能や労働能力の喪失が認められる場合には、解雇には、客観的に合理的な理由が認められ、特段の事情がない限り、社会通念上も相当と認められる」とし、業務上の災害による疾病の場合も「解雇までの間において業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も相当と認められると解するのが相当である。」とした差戻審判決の判示は、復職配慮義務の解釈を誤り、解雇の合理的理由と社会通念上の相当性についての解釈を誤ったものである。

第3 おわりに

本件の最高裁判決と相まって、差戻審判決により、打切補償金さえ払えば、原則として解雇が有効に

なってしまうことになり、労災に罹患して休業している労働者、とくに休業期間が3年を超えている労働者に対する影響が大きい。

このような被災労働者の切り捨てを容易にする判決は、労働者の権利を保障した憲法27条の精神に著しく反するものである。

今後も闘いを続けていくため、2016年12月、判決に対して、上記の不当性を理由として、上告及び上告受理申立をしている。

当職と渡邊祐樹弁護士は、差戻審から代理人に就任したが、それ以前の代理人弁護士の訴訟活動が差戻審における訴訟活動の土台となっており、以前の代理人に感謝を申し上げる。

また、上告及び上告受理申立に当たり、自由法曹団などで呼びかけたところ、あらたに16人の弁護士に代理人に就任して頂いた。ご協力に感謝するとともに、引き続きの御支援をお願いするものである。

※ 同封した最高裁宛署名用にご協力お願いします！

支部総会・講師の布施祐仁さんの紹介

事務局次長 石島 淳

今年の支部総会では、ジャーナリストの布施祐仁さんを講師にお招きする運びとなりました。ジャーナリストで平和新聞編集長を務めています。著書に『ルポ イチエフ——福島第一原発レベル7の現場』『日米密約——裁かれない米兵犯罪』(岩波書店)、『経済的徴兵制』(集英社新書)などがあります。

布施さんからは、2015年11月に、「民主主義は止まらない 日本を『戦争をする国』にしないために」と題しての八王子革新懇主催の講演会を聴く機会がありましたので、講師紹介として当日の様子をお伝えしたいと思います。

2015年9月の戦争法強行のあと、政権幹部が「餅を食べれば忘れる」と語り、正月を過ぎるころには反対も下火になることを期待していたようです。しかし実際には、戦争法廃止の声が止むどころか野党共闘が進んでいったのがその後の流れでした。布施さんの講演も、こうした「忘れさせる戦略」に対し、戦争法の危険性を具体的に知ること立ち向かうという観点からのもので、大変時宜にかなったものだったと思います。

戦争法が発動するとどのような危険性が生じるのか、その具体的なありようとして、ジャーナリストとしての活動で得た「非戦闘地域」のリアルな実態が報告されました。

2005年12月、イラクの復興支援の名のもとに派遣された自衛隊が、サマーワ近郊で市民の抗議行動により包囲され、投石を受けて車のバックミラーが破壊されるということがありました。群衆のなかには銃を所持する者もおり隊員はその挙動に注意を払っていたといいます。結果的に部隊が銃で狙われる

ことはなく、一触即発の状況でも幸いにして犠牲がでずに収束をむかえました。しかし、もし隊員が銃口を向けられ、身の危険を感じて引き金を引いていたら…… 全面的な交戦に発展し、日本の「戦後」は違うものになってしまったでしょう。講演で紹介されていた隊員のコメント、引き金を引くという指先の数センチで歴史が変わる——という言葉が現場の重圧を物語っていました。こうした現地の実態については、布施さんの近著『経済的徴兵制』（集英社新書）でも生々しく語られています。

では、この戦争法をどのようにして廃止していくのか。戦争法の強行で民主主義は終わってしまったのか。「まだ始まっていない」という若者の声が紹介されました。民主主義を始めるための大きな流れはすでに生まれつつありました。まさに「安倍政権の最大の功績は、日本全国で立憲主義・民主主義を目覚めさせたこと」。講演でのスライドで映し出された写真——国会前に人々が押し寄せて警備が「決壊」し路上にあふれている写真は「民主主義は止まらない」を象徴するものでした。

いま振り返ってみれば、当時の講演会は、政権の暴走に対抗してとどまることのない市民の運動の発展を予感させるものだったと思います。こうした市民の運動に呼応して、野党の側も自らが変わらなければならないと思ひ定め、野党と市民との共闘へとつながり、参院選での画期的な選挙共闘に踏み出したというのが、その後の政治情勢でした。支部総会での講演でも、今後起こすべき運動の息吹を感じられると期待しています。多くの支部員のみなさんの総会へのご参加をお待ちしています。



1月幹事会議事録

●共謀罪

国際条約で必要？ テロ対策ではなく経済犯罪の条約
要件の無限定の問題

19日院内集会 190人くらい

20日も 300人くらい

4月頃日弁連を含めてのデモができないか

2月7日団本部学習会・対策本部立ち上げも

事務所で学習会の開催状況

憲法学習会でのトピックとしてが多い

特別報告集（三澤執筆）が網羅的

横断幕を作成し総会でお披露目

3月上旬頃支部として宣伝

●都議選

小池塾で資金集め

新党が議会勢力もった場合に問題

小池都政の本質—本部5月集会で取り上げる予定

●都政

豊洲問題中心に総会でも取り上げ

●共同センターの講師登録

既に登録希望が寄せられている

事務所個人どちらの登録でもよい

団事務局から登録名簿に基づいて振る

●高江住民訴訟

3月8日（水）11時半第1回期日

●労働

同一労働 ガイドライン案

差別許容のためのもの、になってしまうおそれ

2月22日 18:30~地評と学習交流会@ラパス

●教育

2月4日府中集会

家庭教育支援法案、通常国会提出予定の報道。危険な法案であり、取り組みが必要。

●横田オスプレイ

3月3日夕方から学習会@新宿予定 横田環境レビュー

●国保なんでも相談会への東京支部としての賛同金は5口

●総会

申込みオルグすすめる

2・13申込み締切！

2・19のうちに総会配布レジюме資料を準備

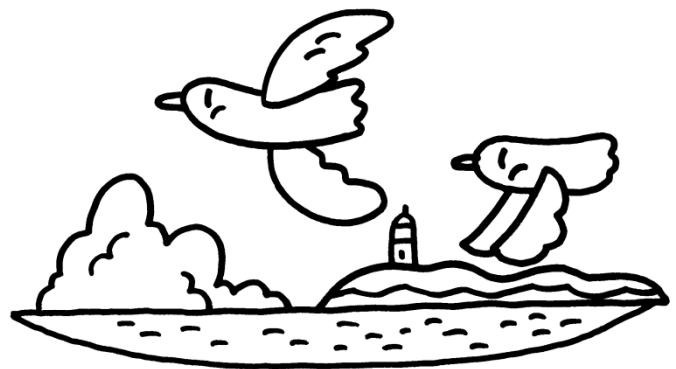
講師レジюме・リード発言などの

●議案書

2・6～7発送

●総会決議

豊洲・共謀罪・沖縄・3本で



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

| 対象期間 満年齢 | 対象期間 | |
|-------------|-------|-------|
| | 1年 | 2年 |
| 25歳～29歳 | 820 | 990 |
| 30歳～34歳 | 1,000 | 1,250 |
| 35歳～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 40歳～44歳 | 1,570 | 2,100 |
| 45歳～49歳 | 1,870 | 2,540 |
| 50歳～54歳 | 2,170 | 3,000 |
| 55歳～59歳 | 2,300 | 3,230 |
| 60歳～63歳 | 2,410 | 3,420 |

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

| 対象期間 満年齢 | 対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年 | | | |
|-------------|-------------------------------|-------|-------|-------|
| | 支払対象外期間 372日 | | 737日 | |
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 25歳～29歳 | 993 | 875 | 949 | 843 |
| 30歳～34歳 | 1,083 | 1,163 | 1,018 | 1,109 |
| 35歳～39歳 | 1,340 | 1,712 | 1,252 | 1,635 |
| 40歳～44歳 | 2,026 | 2,785 | 1,885 | 2,645 |
| 45歳～49歳 | 3,048 | 4,131 | 2,843 | 3,886 |
| 50歳～54歳 | 4,667 | 5,865 | 4,293 | 5,441 |
| 55歳～59歳 | 6,368 | 7,010 | 5,701 | 6,303 |
| 60歳～63歳 | 6,954 | 6,591 | 5,730 | 5,453 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)